

埼玉県シニアサッカー連盟 リーグ入替戦 大会実施要項 (0-50)

1. 名 称 「2025 年度 埼玉県シニアサッカー連盟 リーグ入替戦 (0-50)」
2. 主 催 (公財)埼玉県サッカー協会／埼玉県シニアサッカー連盟
3. 主 管 埼玉県シニアサッカー連盟 0-50 運営理事会
※0-50 運営理事会
0-50 統括理事および統括理事代行を中心に、各リーグ運営委員長、前期各リーグ運営委員長、その他担当理事、および統括理事が任意指定したメンバーによる構成とする。
4. 日 程 0-50・1部、2部、3部リーグの当該年度リーグ戦全日程終了後、1～2 月度の開催を基本とする。
5. 会 場 埼玉県内または近隣各都県の各競技場で行うことを基本とし、芝生(天然・人工)会場が確保できる場合は優先して使用する。
6. 参加資格
 1. (公財)日本サッカー協会、および埼玉県シニアサッカー連盟に登録している選手に限る。当該年度内(翌年4月1日まで)に50歳に到達する者を含む。
 2. 当該年度0-50公式戦(リーグ戦・選手権大会)最終戦の各チームメンバー表マスター(以下、チームメンバー表マスター)に記載され、確認が終了(マーカーチェック)している選手に関しては、JFA選手証または登録選手一覧及び埼玉県シニアサッカー連盟登録申請書による確認は不要とし、当該大会への出場を可能とする。
 3. チームメンバー表マスターに記載されている選手で本大会より出場する選手については、JFA選手証または登録選手一覧および埼玉県シニアサッカー連盟登録申請書を当該大会までに各リーグ運営委員長または大会当日にマッチコミッショナーに提出すること。但し、JFA選手証または登録選手一覧に本人写真が未貼付の選手は本大会に出場できない。特例として、本人確認が出来る身分証明書(運転免許証等、本人写真が添付されている身分証明書)をマッチコミッショナーに提示し、認められた場合のみ出場を許可する。
 4. チームメンバー表マスターに記載されていない選手は当該大会への出場は認めない。
7. 参加チーム 埼玉県シニアサッカーリーグ0-50・1部/2部/3部リーグに在籍(登録)しているチームとする。「入替戦①」は、1部リーグの10位チームと2部リーグの3位チームとする。
「入替戦②」は、2部リーグの10位チームと3部リーグの3位チームとする。
但し、次年度の埼玉県シニアサッカー連盟加盟チームの増減によって上記対応が変動する可能性がある。上記内容に変化が生じる場合は運営理事会の協議により決定し、各リーグ運営委員長から各チーム運営委員に通知を行う。
8. 大会形式 「入替戦①②」は、下記の競技方法にて実施する。
 1. 全試合の試合時間は50分間(前半25分、後半25分)とし、ハーフタイムのインターバルは5分間とする。アディショナルタイムは、前後半各3分間を上限とする。なお、具体的な表示方法についてはその都度会場にて判断する。

2. 以下の場合には不戦敗扱いとするが、スコア表示は行わない。
 - (1) チーム事情により棄権となった場合。
 - (2) 試合開始時または試合途中に試合成立人員が7人(GKを含む)に満たない場合。
 - (3) 未登録選手が出場した場合。(後に発覚した場合も適用)
 - (4) 埼玉県シニアサッカー連盟フェアプレー・規律委員会で決定された出場停止処分中の選手が出場した場合。

9. 競技規則 (公財) 日本サッカー協会 (サッカー競技規則 2024/25) による。但し、以下の項目については本大会の規定を適用する。

10. 大会規定
1. 競技のフィールドは、天然芝または人工芝または土にて行う。
 2. 試合球は、モルテン社製『ヴァンタジオ 4900 (品番: F5N4900)』とする。
 3. 本大会の出場可能人数は、メンバー提出用紙に記載された人数とする。
 4. 一度退いた選手は、再交代が認められた場合のみ再び出場することができ、かつ何回でも交代可能とする。また、交代選手の人数は制限しない。
 5. ベンチ入りは、メンバー提出用紙記載選手およびチーム役員、スタッフのみとする。チーム役員、スタッフに関しては5名以内とし、それ以外は一切認めない。
 6. チームベンチの位置は、本部からフィールドに向かって左側をホームチーム (組合せ表の上段または左側)、右側をアウェーチーム (組合せ表の下段または右側) とする。
 7. テクニカルエリアを設置し、戦術的指示についてはテクニカルエリア内からその都度1人 (監督、コーチ、またはスタッフ) のみとし、それ以外は一切認めない。
 8. キックオフ 45 分前に各チームはメンバー提出用紙3部を大会本部に提出すること。また、提出が遅れたチームに関しては、チーム事情により棄権とする。
 9. キックオフ 30 分前または前試合の後半開始時間頃を目安に、マッチ・コーディネーション・ミーティングを大会本部付近にて行う。マッチコミッショナーが各チーム代表者、審判員4名、会場担当者を招集し、MCM 対応チェック表に則った事前打ち合わせを実施する。また、会場担当は会場利用上の注意等を併せて各チーム代表者に説明する。
 10. 負傷した競技者を確認める為に、主審から入場を許可される人員の数は2名までとする。
 11. プラスチック、または類似の素材で出来たスポーツ眼鏡以外は使用禁止とする。
 12. ネックウォーマー等の装身具は原則使用禁止とする。

10. ユニフォーム 「＜別紙＞2025 年度 埼玉県シニアサッカー連盟ユニフォーム規程」に則る。

12. 事故/怪我対応
1. 試合会場 (試合中を含む) での事故、怪我については当該チームの責任にて処置する。
 2. 救急搬送の場合は会場担当チーム責任者および当該チーム責任者が「事故報告書」を作成し、各リーグ運営委員長に報告をする。 ※救急搬送はしないが、担架出動、出血を伴う怪我などの場合についても、「事故報告書」の作成対応を行う。

13. 傷害保険 本大会への参加者は、スポーツ保険等の傷害保険に加入することを必須条件とする。

14. 懲 罰
1. 本大会は、(公財) 日本サッカー協会「懲罰規程」に則る。
 2. 本大会において、退場、退席を命じられた選手、役員、スタッフは、チームに関与できない場所まで移動すること。また、出場停止処分を受けた試合数の同一競技会への出場および会場入りを不可とする。
 - (1) 以降の処分については、埼玉県シニアサッカー連盟フェアプレー・規律委員会の判

断により決定し、当該チームの監督に発行する通告書をもって確定とする。

- (2) 退場、退席（１試合警告２回による退場、退席を含む）による出場停止処分は、同一競技会（埼玉県シニアサッカー連盟が定める「警告・退場による出場停止取扱い基準」）における直近の試合で順次消化する。
- (3) 出場停止処分は同一競技会で消化しない限り、他カテゴリーの同一競技会への出場は認めない。
- (4) 出場停止処分が当該年度内に消化しなかった場合、次年度の同一競技会で消化する。
- (5) 退場、退席による出場停止処分は、JFA/KTFA 主催大会に適用する。
3. 本大会において、累積２回の警告を受けた選手、役員、スタッフは、次の同一競技会の出場および会場入りを不可とする。
 - (1) 警告の累積による出場停止を繰り返した場合、２回目以降は２試合の出場停止処分とする。
 - (2) 出場停止処分は、同一競技会における直近の試合で順次消化する。
 - (3) 同一試合で２回の警告を受けて退場処分となった場合、その２回の警告は累積しないが、警告１回を受けた後にさらに退場処分を受けた場合は累積される。
 - (4) 同一試合で警告累積による出場停止と退場による出場停止は同時に科される。この場合、退場による出場停止を先に消化する。
 - (5) 出場停止処分は同一競技会で消化しない限り、他カテゴリーの同一競技会への出場は認めない。
 - (6) 出場停止処分が当該年度内に消化しなかった場合、次年度への繰越しはしない。
 - (7) 警告の累積による出場停止処分は、同一競技会のみには適用されるものとし、JFA/KTFA 主催大会には適用しない。

15. 表彰

本大会の表彰等は行わない。

16. 試合運営

1. 運営理事会は、退場または退席が発生した場合、当該試合実施日の翌々日までに「マッチコミッショナー報告書」、「警告・退場累積記録」および当該選手在籍チームの「メンバー提出用紙」をフェアプレー・規律委員長および関係者に提出する。
2. 落雷、荒天の場合、会場責任者／審判員／マッチコミッショナーおよび運営理事（現場に居合わせた場合のみ）による協議のうえ、当該試合の一時中断、中止の判断を行い、その場合における処置は以下とする。
 - (1) １試合における試合中断時間は最大 20 分間/１回とし、２回目の中断をする場合はその時点で中止または再試合とする。
 - (2) 試合中断～再開をした試合数（累計中断時間）と会場借用時間を考慮したうえで、以降の試合継続可否を判断します。中止判断をした試合以降の試合を継続する判断は、中止判断時点で次試合のキックオフ時間を過ぎていない事を条件とします。また、中止判断をした試合の次の試合も中止判断した場合は以降の試合をすべて中止とします。
 - (3) 試合開始前および前半終了前に中止判断が下った場合は、延期（再試合）とする。
 - (4) 前半終了または後半途中に中止判断が下った場合は、前半終了時点のスコアで勝敗を決定する。
 - (5) 再試合の日程については、運営理事会にて協議のうえ決定し、再試合対象チームの運営委員および連絡担当に通達を行う。
3. 試合出場選手のマスク着用について、以下の運用とする。
 - (1) 不織布マスクなど鼻付近に固形物が入っているものには、危険防止の為、着用を不

可とする。

(2) 固形物が入っていないマスクの着用は可能とする。

4. チーム事情により試合を棄権する場合には、各リーグ運営委員長経由 0-50 運営理事メンバー、当該試合の対戦相手に速やかにその旨の連絡を行い、必ず了承を得る事とする。(原則 2 週間前まで) その際、次年度については、不戦勝チームは上位リーグに、不戦敗チームは下位リーグに属することとする。

17. マッチコミッショナー
 1. 本大会のマッチコミッショナーは、運営理事会が行うことを基本とする。
 2. 以下の注意事項を順守する。
 - (1) 試合開始 45 分前より両チームから提出されたメンバー提出用紙の確認をする。
 - (2) メンバー表に記載されている追加登録選手については、6. 参加資格 3 項に則った対応を行う。
 - (3) 試合開始 30 分前までに両チーム代表者 1 名以上および審判員を招集し、「マッチ・コーディネーション・ミーティング対応チェック表」に則り、マッチ・コーディネーション・ミーティングを実施する。
 - (4) 審判員との打合せを行う。(試合開始前、ハーフタイム時、試合終了後)
 - (5) 「マッチコミッショナー報告書」を作成し、試合終了後、審判カードならびに対戦チームメンバー提出用紙と併せて大会本部に提出する。

18. 審判員
 1. 本大会の審判員については、埼玉県シニアサッカー連盟・審判委員会の手配による派遣審判員にて行う。但し、第 4 審判員に関しては、審判委員会からの要請があった場合、0-50 運営理事が行う。
 2. 埼玉県以外で審判員資格を取得した帯同審判員の審判対応を許可する。
 3. 審判員は、以下の注意事項を順守する。
 - (1) 本部から審判カードを受領する。
 - (2) 4 名全員が審判服を着用する。
 - (3) 出場選手のユニフォーム、装身具等の確認を行う。
 - (4) 試合開始、終了時間を厳守する。アディショナルタイムの適用及びその他ローカルルールについては、マッチコミッショナー又は大会本部に事前確認を行う。
 - (5) 試合終了後、結果をマッチコミッショナーに報告し、審判記録カードを提出する。

19. 会場運営
 1. 運営理事メンバーは、「会場運営要項」に基づく対応を行い、次の項目について円滑且つ誠実に実行する。
 - (1) 対戦チームに対し、試合開始 45 分前までにメンバー提出用紙の提出を要請し、記載された選手の試合出場資格有無の確認(メンバー提出用紙マスター照合)およびベンチ入りスタッフの確認を当該試合のマッチコミッショナーに依頼する。
 - (2) 試合出場資格なし、および累積警告または退場、退席による試合出場停止処分の該当者がメンバー表に申告されている場合は、当該選手または役員、スタッフを試合会場から速やかに立ち退くようチーム代表者および監督またはそれに準ずる者に指示を行う。
 - (3) 退場者または退席者が発生した場合、当該試合実施日の翌日までに警告・退場者が記載された「マッチコミッショナー報告書」、「警告・退場累積記録」および当該選手在籍チームの「メンバー提出用紙」を各リーグ運営委員長に提出する。

- (4) マッチコミッショナー報告書、メンバー提出用紙、審判記録カードおよび各種領収証を速やかに 0-50 運営理事メンバーに提出する。
- 2. 雨天による試合中止の連絡は、各リーグ運営委員長より各チーム運営委員または運営委員代行に行う。
- 3. 0-50 運営理事メンバーは、試合用ボール、副審フラッグ、AED 等の備品を本部に用意する。
- 4. 0-50 運営理事メンバーは、会場設営と後片付けについて以下の対応を行う。
 - (1) 試合コートのライン引き（第 2 試合の 2 チームへ依頼・管理）/本部の設置と撤去/ホーム、アウェーベンチの設置と撤去。
 - (2) ゴール（ゴールネット含む）およびコーナーフラッグ等の設置を第 1 試合の 2 チームに、撤去を最終試合の 2 チームに対して指示を行う。
 - (3) 全試合終了後、周辺の清掃や忘れ物の確認を行う。忘れ物の保管期間は約 2 週間とし、以降は 0-50 統括理事の判断で処分する。

20. 昇格・降格

- 1. 入替戦①の勝利チームは、次年度 1 部リーグ、敗戦チームは 2 部リーグに属する。
- 2. 入替戦②の勝利チームは、次年度 2 部リーグ、敗戦チームは 3 部リーグに属する。
- 3. 入替戦で時間内に勝敗が決しない場合（日程の期間で試合が消化できなかった場合も含む）、対戦両チームは当該年度に属していた各リーグに残留とする。

21. その他

本要項に規定されていない事項については、運営理事会による協議又は 0-50 合同運営委員会において協議のうえ決定し、0-50 統括理事が必要と判断した事項については常任理事会への報告を行う。なお、上述で決定した内容については、0-50 各チーム運営委員への通達を行う事を基本とする。

制定：2022 年 12 月

制定：2023 年 09 月

制定：2024 年 12 月

制定：2025 年 12 月

埼玉県シニアサッカー連盟 0-50 運営理事会